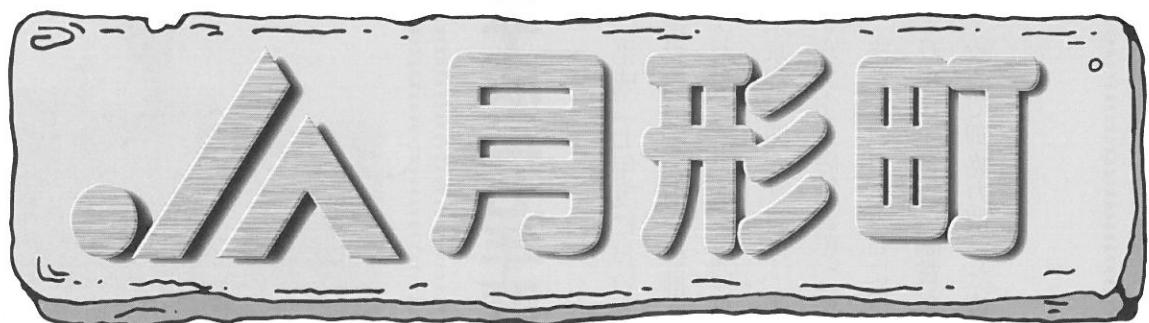


No. 468

農業の話をしよう!! ····· JA月形町広報誌

まんまるはーと月形町



旬の新鮮情報

2016年11月号



## 大豆収穫作業

### 11月のこよみ

#### (小) 霜月 (しもごき)

寒さが厳しくなり、霜を見かけることが多くなる月です。

- 1日 【米穀年度始め】
- 3日 【文化の日】
- 7日 【立冬】 次第に冷気が深くなり、こよみの上で冬に入る日
- 9日 【全国火災予防運動】
- 19日 【農協法公布記念日】 制定69年目
- 22日 【小雪】 寒気が増し、雨が降って雪となる頃
- 23日 【勤労感謝の日】 勤労を喜び、生涯を祝いお互いに感謝する日



### 今月の行事予定

- 2日 JA北海道大会実践フォーラム
- 25日 第10回理事会
- 30日 資材店舗、給油所棚卸し



URL:<http://www.hamanasu.to/ja-moon/>

# 平成二八年産大豆の収穫作業及び豆工房操業開始

一〇月一日より大豆の収穫作業が始まりました。

今年は八月下旬から連続して北海道を襲った台風による大雨で浸水した大豆ほ場もあり、品質及び収穫量への影響が心配されています。



一方、大豆調製施設「豆工房」は一〇月一日より受入及び調整を開始し、来年一月下旬頃まで調製作業が続く見込みです。

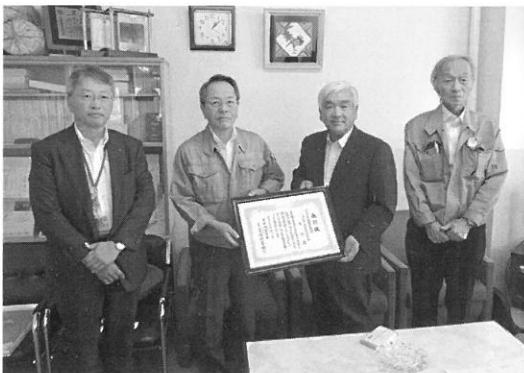


## 平成二七年度JAバンク優績店舗表彰

平成二七年度において組合員を中心にJAカードおよび年金受給口座の指定替推進などを実施した結果、全道二位という大変良い成績を残し北海道信連より推薦され、九月八日に東京都で開催された「平成二七年度JAバンク優績店舗表彰・JAカード店舗表彰」に西貯金共済課長が出席いたしました。

また、九月二九日には北海道信連岩見沢支所の岡本支所長より水口組合長へ副賞が授与されました。

改めて御協力頂いた皆様に感謝申し上げます。



## Photo News



空知農協青年部南部ブロック  
親睦スポーツ大会開催

10月23日、岩見沢市栗沢B&G海洋センターにて開催され、月形農協青年部からはA・Bふたつのチームが参加しBチームが優勝しました。



月形花き生産組合  
品種説明会開催

10月6日にはカーネーション、9月29日と10月13日にはスターチスの品種説明会が開催され、出席した生産者は次年度作付品種選定の参考にするため熱心に説明を受けていました。

## お済ですか？消費税の届出

# 消費税の届け出はお済みですか？

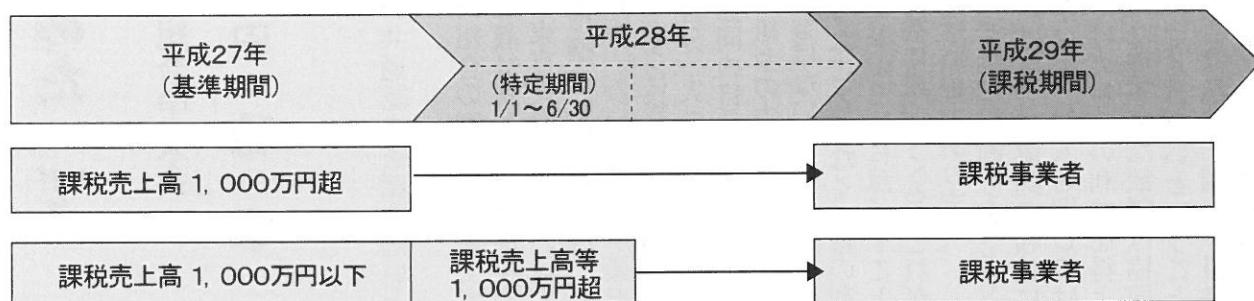
### 新たに課税事業者となる方

個人事業者の方で、新たに課税事業者（消費税の申告・納付が必要な方）となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（基準期間用）」を提出する必要があります。

### 平成29年分において課税事業者となる方

平成27年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成29年分は消費税の課税事業者に該当します。

※ 平成27年分（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であっても、平成28年1月1日から6月30日までの期間（特定期間）の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、平成29年分は消費税の課税事業者に該当します。この場合、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書（特定期間用）」を提出する必要があります。なお、特定期間における、1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



### 簡易課税制度の選択

基準期間における課税売上高が5,000万円以下の方は、簡易課税制度を選択することができます。

平成29年分から簡易課税制度を適用して申告する方は、平成28年12月31日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出する必要があります。

### 簡易課税制度とは

課税期間における課税売上げに係る消費税額に、事業区分に応じた「みなし仕入率」を掛けて計算した金額を課税仕入れ等に係る消費税額とみなして、納付する消費税額を計算する制度です。

※ 簡易課税制度を選択された方は、事業を廃止した場合を除き、2年間以上継続した後でなければ選択をやめることはできません。なお、選択をやめる場合には、やめようとする課税期間の開始の日の前日までに、納税地の所轄税務署長に「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出する必要があります。

### 注意事項

- 課税事業者の方は、消費税法に基づく帳簿の記載が必要です。
- 一般課税で申告される方（簡易課税制度の適用を受けない方）は、課税仕入れ等の事実を記録した帳簿及び請求書等の両方の保存がない場合、仕入税額控除の適用を受けることができません。

※ 消費税の届出や、帳簿の記載方法等について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)）をご覧いただか、電話相談センターをご利用ください。電話相談センターのご利用は、所轄税務署へお電話いただき、自動音声にしたがって番号「1」番を選択してください。

※ 「消費税課税事業者届出書」や「消費税簡易課税制度選択届出書」等の各種届出書はe-Taxでも提出できます。  
詳しい手続きについてはe-Taxホームページ（[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)）でご確認ください。

一税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp) -

平成二八年一一月一九日



北海道農業協同組合中央会

會長飛田稔章

昭和二三年二月一九日に農業協同組合法(農協法)が制定され、今年

割についての共通認識を深めたいと考えます。

で六九年を迎えた。戦後の食糧不足の混乱期に、農業者の協同組織の発達を通じ、「農業生産力の増進」と「農業者の経済的社會的地位の向上」を図り、國民經濟の發展に寄与することを目的として、農協法が制定され、農協が設立されました。

農協は「農業者による農業者のための組織」であり、協同組合原則に掲げる「自主・自立」「民主的運営」の基本に立ち、相互扶助の精神のもと、幾多の困難な状況を乗り越え、組合員の皆様の営農と生活の安定並びにより良い地域社会の実現を目指し、総合事業を展開しながら今日に至つております。

言うまでもなく、農協法は農協の組織・事業を運営する基本法として極めて重要な役割を担つておりますが、農協法公布記念日を契機に、組合員・役職員の皆様と改めて協同組合の原点に立ち返り、その意義と役

協同活動の経済原理であります。つまり協同活動に参画することで、組合員であれば等しく協同の利益に預かることができ、他人を押しのけてでも自分だけの特別の利益を得ようとするような理不尽な欲望は協同組合は満たしてくれないということです。協同組合は私欲を満たす組織ではありません。自分だけの利益指向という非協同の新自由主義経済に

まず、協同組合の経済的意義ですが、新自由主義経済の考え方が浸透していく中、東京大学大学院の鈴木宣弘教授が指摘された「今だけ、金だけ、自分だけ」という傾向が最近強まってきたように思われます。このような自分一人の利益を追求するところに協同の目的はありませんが、では協同組合の中に個人の立場、自分一人の利益はないかといえば、決してそのようなことはなく、皆の利益、協同の利益のために尽くすこと

に燃えて、『万人は一人のために一人は万人のために』全力を尽くして行くのでなければならないと考えます。つまり、協同組合の目指すところは、安全かつ平和な公正社会の実現です。しかし、そのような理想を実現するには、協同の利益とその公平な分配に満足する心の改革が伴わなければなりません。協同組合学習とはそうした心の改革をするための研鑽と修業することに外ならないので

役職員の皆様には何よりもまず歴史を学ぶことの重要性を認識して頂き、協同組合の価値を伝える語り部となつて頂きたいと思います。

新自由主義経済への対抗軸としての協同組合の価値を広く道民に発信し続け、理解と共感を得ることが、永年に亘り先人が築き上げた地域農業並びに協同組合の基盤をさらに発展させ、後世にしつかりと引き継がれ、持続可能な農業へと繋がるものと確信しております。

組合員の皆様には日常の営農と生  
活の協同活動および協同組合学習を  
通じ、協同組合の経済的・社会的意義  
と組合員の役割について今一度熟考  
して頂ければ有難いと思います。協  
同組合の組合員であることに誇りと  
自負が持てる組合員でありたいもの  
です。

役職員の皆様は、協同組合運動の  
率先垂範者として、誰よりもJAの  
運営原則である協同組合理念につい

最後になりますが、未曾有の台風災害を被り、復旧は始まつたばかりであります。が、今後とも、JJAグループ北海道は、組合員の皆様が夢と希望を持つて営農と生活が続けられる環境を整えること、地域農業と農協の発展に全力でサポートすることをお誓い申し上げ、農協法公布記念日にあたつてのメッセージと致します。

は、一面自分だけの不利や損害はあり得るのですが、協同組合にはその

て正しい理解と深い洞察がなければ  
ならないと考えます。

ようなりスクを回避あるいは分担で  
きる安全保障機能のあることを再認  
識すべきと考えます。

つぎに協同組合の社会的意義とし  
ては、協同の力で共存同榮の理想社  
会を築き上げて行くところにあります  
。社会が悪い、経済の仕組みが悪い  
いと嘆くだけでは通用しない組織で  
す。むしろ私たちの協同活動で、そ  
の悪い社会や経済の仕組みを改良し  
て行くのだ、という理想感、責任感

協同組合を深く理解する近道は農協の歴史を知ることです。農協には先人が編纂して頂いた記念誌があると思います。入植の歴史、冷災害との格闘の歴史、経営危機あるいは成功、目覚ましい成果等、現代の私たちが知ることができない史実が記述されております。そのような危機等を先人はどのようにして乗り越えて来たのか、我が農協の歴史が全て教えてくれます。

# J A グループ通信

J A グループの連合会・中央会の活動内容を紹介します。

J A 北海道大会決議事項の実践やその時々のトピックスなど、組合員の皆様に定期的にお伝えします。

各団体の詳しい取り組み内容はWEBサイトをご覧ください。

## J A 北海道中央会



七月に公開したスマートフォンアプリ「JA2MP」のダウンロード数が五〇〇〇件を突破しました。

J A が登録するチエックインスポットの数は約一二〇〇件。地域によっては地元食材を使う飲食店を登録するなど、工夫を凝らしております。

北海道の農畜産物が当たるプレゼントキヤンペーンも実施中。チエックインスポットを回つて集めたポイントを利用してぜひご応募ください！

詳細はアプリ内お知らせに記載しております。

※第一弾の応募期間は年内一二月三一日までです。



## J A 北海道信連



度重なる台風の上陸・接近により道内地で甚大な農業被害が発生し、八月一六日から九月一日の期間の災害が激甚災害に指定されました。

北海道農業信用基金協会と協調のうえ災害復旧および再生産に向けて、農業者への資金供給に取り組むこととし、今般の農業災害に対応するJ A農業経営緊急支援資金の本年度貸付分について、①貸出条件の拡充、②借り入れ利息の五年間無利子化、③保証料負担の軽減を実施します。

## ホクレン



皆様へ感謝の気持ちを込め「ホクレンパールライス フアン感謝祭二〇一六」を石狩市のホクレンパールライス工場で開催。「ごちそう新米ふるまいコーナー」や、「米俵一俵争奪 大ジャンケン大会」など、多彩なイベントで来場者に楽しんでいただきました。

入場料は全額を石狩市に寄付、子育て支援や幼児教育等次世代育成事業などに活用されます。



## J A 共済連北海道



一〇月よりJ A自動車共済加入者向けスマホアプリ

「J A共済くるまのミカタ」が新登場。

緊急時にGPS機能による

レッカーコードサービスの要請(※)やトラブル時の画像送信も可能になります。

位置情報が確認可能ことで、事故受付もスマートに。詳しくは、「くるまのミカタ」で検索をお願いします。

(※) 交通事情、気象状況等をご利用の地域により一部サービスの提供が出来ない場合があります。



## 理事会だより

### 第九回理事会議案 (平成二八年一〇月二日開催)

付議第一号 経理規程等の改正について

協議第一号 月形町農業協同組合七〇年史発刊について

報告第一号 平成二八年九月末現在組合員の動向について

報告第二号 平成二八年九月末現在財務状況について

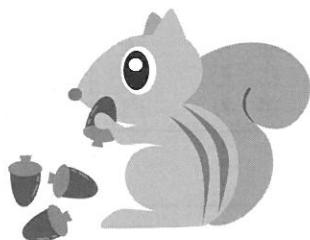
報告第三号 平成二八年九月末現在事業計画・実績対比について

報告第四号 融資課関連要領の廃止について

報告第五号 平成二八年九月末JA共済コンプライアンス点検結果について

報告第六号 農業倉庫警備要領の廃止について

報告第七号 平成二八年産米等農産物の集荷状況について



こにちは  
農民連盟

- 10 月 -

14日 第5回 拡大執行委員会 四役  
21日 書記長 河原 徹氏 家族葬儀参列  
委員長



● 今月の農協文庫の新刊をお知らせします。

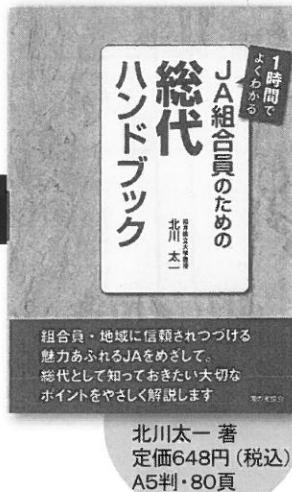


## 11月の注目の新刊 総代の役割がよくわかる！ 総代を含めた各種研修会に最適

### 『JA組合員のための総代ハンドブック』

J Aの組合員代表である総代の役割や総代会資料などの読み方など、知つておきたい基本的知識をやさしく解説しています。総代を対象とした研修会、総代会での配布といった活用はもちろん、総代と情報共有すべき J A職員にとっても役立つ図書です。

女性総代、準組合員、農協法改正への対応など、これから総代のあり方についても解説します。J A自己改革に注目が集まるいまこそ、総代に関する知識と役割について理解を深めることが重要です。ぜひお役立てください。



### 「JA組合員組織・役職員回覧パンフレット」のご案内

J A組合員組織・役職員の方々にご一読いただきたい図書をまとめたパンフレットを作成しました。「家の光図書」は協同組合、園芸、暮らし、農業など役立つ情報満載です。

パンフレットをグループや職場で回覧していただき、「家の光図書」を読書会や勉強会、文化活動のテキストとしてご活用ください。

